

## 甲府市認知症カフェ運営事業者選定要領

### 1 目的

高齢者支援計画を踏まえ、地域支援事業における認知症施策の推進を図るため、甲府市認知症カフェ運営事業者選定について、適切な審査及び選定を行い、適正な運営を確保することを目的とする。

### 2 選定委員

- (1) 福祉部長（委員長）
- (2) 福祉支援室長（副委員長）
- (3) 福祉総室長
- (4) 長寿介護課長
- (5) 地域包括支援課長

### 3 選定方法

#### (1) 審査準備

##### ①書類のチェック

事業者から提出された書類について、地域包括支援課で必要書類の確認を行う。

##### ②実地調査

実地調査及びヒアリングを行い、提案内容の整合性を確認する。

#### (2) 審査項目

- ① 事業計画に関する事項
- ② 会場に関する事項
- ③ 職員体制に関する事項
- ④ その他運営に関する事項

#### (3) 審査基準

審査は、17項目とし、合計100点満点とする。

甲府市認知症カフェ運営事業候補者審査結果一覧表を作成する。

#### (4) 事業者の選定

選定委員会を開催し、審査結果一覧表に記載された、総点数の高い順に、必要数の事業者を選定する。

ただし、選定基準の総点数が60%未満である場合又は、総得点が60%以上であっても、1から4の各事項合計点いずれかが60%未満の場合は、応募事業者が1事業者であっても不選定とする。

### 4 選定基準

項目について、点数を付ける。

#### 【5点満点の場合の採点基準（評価点）】

- 仕様を満たし格段に優れている・・・5
- 仕様を満たし優れている・・・・4
- 仕様を満たしている・・・・3
- 最低限の仕様を満たしている・・・2
- 仕様を満たしていない・・・・1

#### 【10点満点の場合の採点基準（評価点）】

- 仕様を満たし格段に優れている・・・10
- 仕様を満たし優れている・・・・8
- 仕様を満たしている・・・・6
- 最低限の仕様を満たしている・・・4
- 仕様を満たしていない・・・・2

**【15点満点の場合の採点基準（評価点）】**

- 仕様を満たし格段に優れている・・・15
- 仕様を満たし優れている・・・12
- 仕様を満たしている・・・9
- 最低限の仕様を満たしている・・・6
- 仕様を満たしていない・・・4

配点項目、評価のポイント		配点
1 事業計画に関する事項	①認知症の方やその家族などが気軽に集える場所を提供できる計画となっているか	15
	②利用者相互の交流や情報交換のための具体策があるか	10
	③地域との交流を図るための具体策があるか	5
	④認知症の方やその家族などが自ら楽しめる内容の計画がされているか	5
	⑤事業予算書の内容は、適切に費用計上されているか	5
	⑥認知症カフェの実施にあたり積極的な周知を図るための具体策があるか	5
2 会場に関する事項	⑦同時に10人以上の参加や活動が可能で、事業実施に十分な広さや机・椅子が確保できているか	5
	⑧段差等による転倒の危険はないか	5
	⑨利用者に必要な駐車場が確保されているか	5
	⑩冷暖房等の空調が管理され、温度や湿度は快適か	5
	⑪飲食を提供する場合は、適切な設備等があるか 保健所の食品営業許可を取得しているか	5
3 職員体制に関する事項	⑫利用者の相談に対して適切な支援が行なえるか	5
	⑬認知症カフェに携わるスタッフが認知症に対する正しい理解を深めているか	5
	⑭事業実施にあたり必要な人員を配置できるか	5
4 その他運営に関する事項 合 計	⑮事故発生時の対応も含めた安全管理マニュアルを整備し、内容は適切か	5
	⑯苦情対応に関するマニュアルを整備し、内容は適切か	5
	⑰傷害保険に加入できるか（既に加入しているか）	5
		100

※項目⑪について、飲食を提供しない場合の採点基準は、「仕様を満たしている」とする。

**附則**

- 1 この要領は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この改正要領は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 この改正要領は、平成31年4月1日から適用する。
- 4 この改正要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 5 この改正要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 6 この改正要領は、令和4年4月1日から適用する。

7 この改正要領は、令和5年4月1日から適用する。

8 この改正要領は、令和6年4月1日から適用する。

9 この改正要領は、令和7年4月1日から適用する。